平成２６年（フ）第２７９９号
大阪市淀川区三津屋中３丁目４番19号
債務者　石村まゆみ（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３０号
大阪市生野区勝山南４丁目２番17号　茶之木美智方、住民票上の住所長野県上水内郡信濃町大字野尻322番地５
債務者　長谷　剛史
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３８号
大阪府寝屋川市平池町３番19号
債務者　水島　道子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１４号
大阪市西成区梅南１丁目４番26号　おとしよりすこやかセンター南部花園館内、住民票上の住所大阪市西成区玉出西１丁目６番４号コスモレジデンス玉出206
債務者　稲嶺　盛二
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１６号
大阪市西淀川区大和田６丁目２番19号
債務者　見上　登一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４１号
大阪市北区中津６丁目８番35号プレアール北梅田16号室
債務者　髙田　祐也
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０号
三重県鳥羽市岩倉町52番地
債務者　宮向井ちはる
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
高知県高知市西秦泉寺433番地　サンサンハイツⅢ―203、住民票上の住所高知市東久万172番地１　コーポアバンテ１Ｃ
債務者　小野　達也
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６１８号
埼玉県川口市飯塚１丁目５番16号　藤ハイツ102、旧住所埼玉県川口市西青木５丁目２番46号101号
債務者　徳久　英人
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３８号
埼玉県北本市中央４丁目３番地　ＮＡＫＡＨＡＲＡマンション301
債務者　鈴木由紀乃（旧姓山中・亀山）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９２号
埼玉県川口市並木２丁目２番３―403号　星野ビル
債務者　八代ふみ子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
大阪府岸和田市田治米町126番地の６
債務者　和田　秀明
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
大阪府泉南市新家1008番地の３
債務者　中谷　修治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
大阪府泉大津市尾井千原町３番６―405号
債務者　小野　辰子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
大阪府貝塚市久保516番地
債務者　弥園　丈治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
大阪府貝塚市久保516番地
債務者　弥園よし子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目２番26―101号、前住所大阪府和泉市上代町587番地の33
債務者　田中　俊英
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係